

令和8年1月30日

法務省民事局参事官室 御中

京都司法書士会
会長 西脇 正博

不動産登記規則の一部を改正する省令案に関する意見書

1. 二重国籍

【意見】申請人が複数の国籍を有する場合には、その全てを申出するものとすべきである。また国籍を選択した場合など複数国籍が単一の国籍となった場合は、その旨の申出をするものとすべきである。

【理由】「国籍」把握の目的のうちに、所有権登記名義人の相続開始時の準拠法を確定することがあるのであれば、準拠法確定の資料としては申請人の国籍の一部のみの把握では足りないため、申請人が有する全ての国籍の申出をするものとすべきである。また、その後、国籍の選択が行われた場合は、次の「2. 国籍の変更」の場合と同じく、登記官が住基ネットから把握できるときを除いて申出を求めるべきである。

2. 国籍の変更

【意見】検索用情報の申出をした後、国籍を変更した場合には、その旨の申出をするものとすべきである。ただし、日本において外国人住民登録がされている者については、登記官が住基ネットから把握することができるので職権による変更をすべきである。

【理由】将来、所有権登記名義人が死亡して相続人が相続登記を申請する場合に、検索用情報として申出された国籍と相続開始時の国籍が異なり相続準拠法が異なるようなときに、登記原因情報の一部として国籍の変更を証する書面が求められることになると考えられる。そのため、検索用情報の申出をした後、国籍を変更した場合には、その旨の申出をするものとすべきである。

3. 検索用情報の申出の例外

【意見】住所証明情報から国籍が判じない場合に、申請人が国籍に関する申出を希望しないときは、検索用情報の申出から国籍のみを除外することを認めるべきである。

【理由】住所証明情報という公務員が作成した文書に記載された国籍であれば信頼に足り、それに沿って将来の相続時の準拠法が確定されることに問題はないと考えるが、自己申告のみに基づく国籍の届出にそれほど信用性があるとは考えられない。また、検索用情報の申出は、申出項目の一部のみを選択的に

申出しないことはできず、全ての項目の申出を求められる。メールアドレスについてはそれを保有しない者は「メールアドレス無し」という申出が認められているが、国籍の届出を望まない登記申請人は検索用情報の申出自体を忌避することになるおそれがあると考える。